

夢を実現する第一歩のために

2025年3月号

ミツヒロニュース



3月 春は間近です。今年の5月から戸籍にフリガナを記載する制度が始まります。今まで、私もインターネットなどで登録する際、光廣の「廣」の漢字が見つからず、旧字の「廣」で登録していました。そうすると、印鑑証明の字と登録の字が一致しないため、本人確認ができないことがありました。これから、「フリガナ」で判断することができるようになります。本人確認が確実にできるようになります。楽しみです。

光廣 昌史

今月のトピック

- ◇戸籍に氏名のフリガナを記載する取組み
- ◇キャンセル料の消費税
- ◇身寄りのない人の生活支援制度
- ◇オフィス改修工事のお知らせ
- ◇今月のお勧めセミナー
「家族を幸せにする相続セミナー」
- ◇あとがき
「今シーズンの花粉症対策」

戸籍に氏名のフリガナを記載する取組み

いよいよ、改正戸籍法が令和7年5月26日に施行され、全国民の戸籍に氏名のフリガナが記載されるようになります。

これまでは、例えば、「新谷」とあっても、「あらや?」「にいや?」「あらたに?」「しんたに?」と明確にならず、氏名のフリガナは本人確認情報として利用困難でした。今回、戸籍において氏名のフリガナを公証することは、行政サービスを始めとする各種システムの検索や管理等の正確性・効率化に資するもので、デジタル社会の重要な基盤となるものです。

戸籍にフリガナを記載する取組が始まります

(戸籍の写しイメージ)	
全部事項証明	
本籍	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名	法務 太郎
氏の振り仮名	ホウム
戸籍に記録されている者	【名】太郎 【名の振り仮名】タロウ

フリガナを記載します

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

1. 戸籍に氏名のフリガナが記載されるメリット

① 行政のデジタル化の推進のための基盤整備

行政機関等が保有する氏名の情報の多くは漢字で表記されていますが、同じ漢字でも様々な字体があるほか、外字が使用されている場合には、データベース化の作業が複雑で、特定の者の検索に時間を要していたところ、氏名のフリガナが戸籍上一意に特定されることで、データベース上の検索等の処理が容易になり、誤りを防ぐことができるようになります。

② 本人確認資料としての利用

氏名のフリガナが戸籍に記載されることにより、住民票の写しやマイナンバーカードにも記載できるようになり、本人確認資料として用いることができるようになるほか、正確に氏名を呼称することが可能な場面が多くなります。

③ 各種規制の潜脱防止

金融機関等において氏名のフリガナが本人確認のために利用されている場合があるところ、複数のフリガナを使用して別人を装い、各種規制を潜脱しようとするケースがありましたが、氏名のフリガナが戸籍上一意に特定されることで、このような、規制の潜脱行為を防止することができます。

2. 戸籍に氏名のフリガナが記載されるまで

① 改正戸籍法の施行（令和7年5月26日）

この施行の日以降、出生や帰化により届出をした方については、フリガナが記載されます。

② 記載する予定のフリガナの通知（令和7年5月26日以降）

本籍地から、住民票に記載されているフリガナ情報等を参考に、③で記載する予定のフリガナを通知します。この通知が送付されたら必ず内容を確認し、フリガナが誤っている場合は届出をしてください。

③ 市区町村長によるフリガナの記載（令和7年5月26日から1年後）

令和7年5月26日から1年以内に届出がなかった場合、②で通知した氏名のフリガナが戸籍に記載されます。

④ 氏名の振り仮名を変更するには

氏名のフリガナについて、家庭裁判所の許可を得て届出をすることにより、戸籍に記載されたフリガナを変更することができます。ただし、③の方法でフリガナが記載された場合、一度に限り、家庭裁判所の許可を得ずに変更の届出をすることができます。

詐欺にご注意!!

フリガナの届出に、お一人あたり
〇万円振り込んでください

フリガナの届出をしないと、罰金を
払わないといけませんよ!!

え? そうなの?

フリガナの届出に手数料はかかりません!

フリガナの届出をしなくても、罰則はありません!

キャンセル料の消費税

新型コロナウイルスの影響等により予約キャンセルが増加した時期に、キャンセル料が消費税の課税対象になるのかと頭を悩ませた方もいたのではないのでしょうか。キャンセル料は、消費税の課税対象か否かがその性質によって変わるため、適切な処理が不可欠です。今回は、キャンセル料の消費税処理のポイントを解説します。

1. キャンセル料の2つの性質と消費税

キャンセル料には、主に以下の2つの性質があります。

・**解約に伴う事務手数料（課税対象）**：解約手続きや事務処理等に対する対価として受け取るキャンセル料です。

役務の提供と見なされるため、消費税の課税対象となります。例えば、航空券のキャンセル料のうち、解約時期にかかわらず一定額である場合、事務手数料に該当し、課税されます。

・**逸失利益に対する損害賠償金（課税対象外）**：キャンセルによって事業者が被るはずだった利益の損失を補填するためのキャンセル料です。

資産の譲渡等の対価には該当しないため、消費税は課税されません。解約時期やサービス内容に応じて金額が変動するキャンセル料がこれに該当します。例えば宿泊施設のキャンセル料で、宿泊日までの期間によって金額が異なる場合などが挙げられます。

2. 区分が困難な場合の処理

実務上、キャンセル料は上記2つの性質を併せ持つ場合や、区分が困難なケースも存在します。例えば、ゴルフ場のキャンセル料は両方の要素を含むと考えられます。このような場合、国税庁の指針ではキャンセル料の全額を不課税として処理することが認められています。

3. 適切な処理のためのポイント

契約書や約款の新規契約・更新の折にキャンセル料に関する条項をチェックし、事務手数料と損害賠償金の区分を明確に記載すると良いでしょう。

キャンセル料の消費税処理は、その性質によって異なります。適切な処理のためには、キャンセル料の性質を理解し、契約書や会計処理において明確に区分することが重要です。

オフィス改修工事のお知らせ

平素より大変お世話になっております。

このたび、4月に大幅なオフィスの改修工事を予定しております。

つきましては、工事期間中お客様には何かとご不便ご迷惑をお掛けいたしますが、ご容赦の程よろしくお願い申し上げます。

なお、工事日程につきましては、決まり次第お知らせいたします。

ご理解ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

身寄りのない人の生活支援制度

身寄りのない単身の高齢者が病気や怪我で自立が困難になったとき、市区町村に設置された地域包括支援センターで今後の生活の仕方について相談することができます。

1. 日常生活自立支援事業の活用

自身で契約内容を判断できる場合は、市区町村の社会福祉協議会で日常生活自立支援事業（地権事業ともいいます）を利用できます。福祉サービス利用契約の締結や生活費の出金、家賃、公共料金支払、預金通帳、不動産の権利証、印鑑（実印）などの預かりサービスを受けることができます。地域によって受けられる支援内容は異なります。

2. 成年後見制度の利用

認知症などにより判断能力が十分でない場合は、成年後見制度を利用できます。判断能力により、補助、補佐、後見の3つの制度があります。成年後見人は財産管理、福祉サービス利用や介護施設の入所契約締結、入院手続き、不動産の売却などの法律行為を行います。被後見人の権利擁護をはかり、被後見人の意思を尊重し、被後見人のために代理権や同意権、取消権を行使して被後見人を保護し、支援します。

成年後見制度を利用するときは、家庭裁判所に申し立て、本人の財産や生活状況、判断能力の調査、面談など審判手続きを経て成年後見人が選任されます。申立ては本人、配偶者、四親等内親族等が行います。親族と疎遠で身寄りがいない人の場合は、地域の社会福祉協議会を介して本人の住所地の市区町村長から申し立てることもできます。

また、現時点で判断能力のある人は将来、自身の判断能力が低下したときに備えて公正証書による任意後見契約を締結しておくこともできます。判断能力が低下したとき、任意後見監督人選任の申立てを家庭裁判所に行い、任意後見監督人が選任されると任意後見人による後見活動が始まります。

地域包括支援センターや社協の相談員、成年後見人等に今後の生活の仕方、延命措置や緩和医療、死後の火葬、埋葬などで自身の素直な気持ちを伝えておくことで安心です。

3. 身元保証サービスの利用

ほかにも身元保証サービス事業者は、身元保証に加え、弁護士、司法書士と提携し、死後事務委任サービスや公正証書の作成まで支援するところもあります。社協と連携している事業者もありますが、あくまで民間事業者との契約になるため、身寄りのない単身高齢者が利用する際には、契約内容をよく確認することが必要です。

参考文献： ■日本行政 ■法務省民事局 ■ゆりかご

今月のお勧めセミナー

第1回 家族を幸せにする相続セミナー 「知識ゼロからの相続税入門」

第1回は「**相続税の基本**」についてお話しします。事前の対策をしておけば、節税を図れるケースもあります。是非この機会に相続税の仕組みを知り、将来に備えて頂ければと思います。ぜひ、ご参加ください。

（開催日4月2日（水）セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。）

あしがき 下田です。春の訪れが楽しみな季節になりました。同時に花粉症の方には、悩ましい季節でもありますね。花粉症には、点眼薬や飲み薬、舌下免疫療法などで対処されていると思いますが、アレルギー性結膜炎に「1日1回塗ると24時間効果が有る世界初の塗り薬が登場！」と朗報が有りました。それが「アレジオン眼瞼クリーム」です。1日1回適量を上下のまぶたに塗るだけで、薬の成分がまぶたの皮膚からゆっくり吸収され、目の中の結膜に浸透し目のかゆみを抑える。といわれています。使い方が簡単な点も嬉しいですね。自分に合った対処法を見つけて、少しでも快適に過ごしましょう。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ / 光廣税務会計事務所

代表取締役・税理士 光廣 昌史

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

弊社のHPは
こちらから！

